

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の旅費に関する規程の一部改正 新旧対照表(案)

新	旧	改正理由等
<p>(用語の意義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>それぞれ</u>当該各号に定めるところによる。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務地に旅行し、<u>又は</u>転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務地から新勤務地に旅行することをいう。</p> <p>(略)</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>5 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その理事が規程で定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかつた場合には、</p> <p>(略)</p> <p>(旅行命令)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令を発し又はこれを変更するには、旅行命令簿により当該旅行に関する事項を確認してこれを行わなければならない。ただし、旅行者が、旅行命令簿に当該旅行に関する事項を記載する<u>時間的余裕</u>がない場合には、旅行命令権者は、口頭により旅行命令を発し又はこれを変更することができる。この場合において、旅行者は、できるだけ速やかに旅行命令簿に当該旅行に関し必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>9 移転料は、赴任(<u>理事長の要請に係る人事交流により、理事長が別に定める団体に勤務する者から引き続いて採用された職員及び転任を命ぜられた職員が旅行する場合に限る。次項、第19条第1項及び第2項並びに第20条について同じ。)</u>に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。</p>	<p>(用語の意義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 赴任 新たに採用された職員(<u>理事長が旅費の支給を必要と認めた職員に限る。)</u>がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務地に旅行し又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務地から新勤務地に旅行することをいう。</p> <p>(略)</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>5 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その理事が規程で定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかつた場合には、</p> <p>(略)</p> <p>(旅行命令)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令を発し又はこれを変更するには、旅行命令簿により当該旅行に関する事項を確認してこれを行わなければならない。ただし、旅行者が、旅行命令簿に当該旅行に関する事項を記載する<u>いとま</u>がない場合には、旅行命令権者は、口頭により旅行命令を発し又はこれを変更することができる。この場合において、旅行者は、できるだけ速やかに旅行命令簿に当該旅行に関し必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。</p>	<p>【第2条第1項第9号】 ・表記の訂正</p> <p>・赴任旅費について、県内旅行の地域に住所等がある新採用職員についても支給することとするための改正</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>現行規程における「理事長が旅費の支給を必要と認めた職員」職員の旅費に関する規程施行細則(赴任旅費支給対象職員の特例) 第2条 規程第2条第1項第9号に規定する理事長が特に旅費の支給を必要と認めた職員は、県内旅行の地域以外の地域内の住所又は居所から勤務地へ旅行した職員とする。</p> </div> <p>【第3条第5項及び第4条第4項】 ・表記の訂正</p> <p>【第6条第9項】 ・赴任に伴う「移転料」及び「扶養家族移転料」の支給について、従前のおり新採用職員を支給対象から除外するための改正</p>

新	旧	改正理由等
<p>(旅費の計算)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 旅費の計算において円未満の端数を生じたときは、これを切り<u>捨</u>てるものとする。</p> <p>第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて、1日の割合をもつて通算した日数を<u>超</u>えることができない。</p> <p>(略)</p> <p>(旅費の請求手続)</p> <p>第12条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しな<u>か</u>つた者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しな<u>か</u>つたためその旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。</p> <p>(略)</p> <p>3 支出命令権者は、前項の規定による精算の結果、過払金があ<u>つ</u>た場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(移転料)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(3) 赴任の際、扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日</p>	<p>(旅費の計算)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 旅費の計算において円未満の端数を生じたときは、これを切り<u>す</u>てるものとする。</p> <p>第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて、1日の割合をもつて通算した日数を<u>こ</u>えることができない。</p> <p>(略)</p> <p>(旅費の請求手続)</p> <p>第12条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しな<u>か</u>つた者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しな<u>か</u>つたためその旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。</p> <p>(略)</p> <p>3 支出命令権者は、前項の規定による精算の結果、過払金があ<u>つ</u>た場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(移転料)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(3) 赴任の際、扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日</p>	<p>【第7条第2項】 ・表記の訂正</p> <p>【第8条第1項】 ・表記の訂正</p> <p>【第12条第1項及び第3項】 ・表記の訂正</p> <p>【第19条第1項第3号】 ・表記の訂正</p>

新	旧	改正理由等
<p>から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）</p> <p>(略)</p> <p>(扶養親族移転料)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、前条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。</p> <p>2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子を移転する場合には、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(略)</p> <p>(退職者等の旅費)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>(2) 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して本邦への旅行をした場合に限り、次に規定する旅費</p> <p>ア 退職等を知った日の翌日から出発の前日までの退職等を知つた日にいた地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料。ただし、日当については30日分、宿泊料については30夜分を超えることができない。</p>	<p>から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）</p> <p>(略)</p> <p>(扶養親族移転料)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、前条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。</p> <p>2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子を移転する場合には、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(略)</p> <p>(退職者等の旅費)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>(2) 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して本邦への旅行をした場合に限り、次に規定する旅費</p> <p>ア 退職等を知った日の翌日から出発の前日までの退職等を知つた日にいた地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料。ただし、日当については30日分、宿泊料については30夜分を超えることができない。</p>	<p>【第20条第1項第2号及び第2項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表記の訂正 <p>・表記の訂正。</p>

新	旧	改正理由等
<p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の第2条第1項第9号の規定（新たに採用された職員の旅行に係る部分に限る。）は、この規程の施行の日以後に新たに採用された職員の採用に伴う移転のための旅行（同日前に出発したものを含む。）について適用し、同日前に新たに採用された職員の採用に伴う移転のための旅行については、なお従前の例による。</u></p>		